

7 保健及び福祉の向上

7 保健及び福祉の向上

事業名	離島地域出産支援事業(H20～)		
事業内容	常駐の産科医がいない又は島内で分娩ができない離島地域の妊婦が、島外の産科医療機関を利用せざるを得ない場合に、妊婦健診や出産時に要する交通費・宿泊費等の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。		
助成等の要件	①対象者 対象地域に居住する妊婦で、余儀なく当該で妊婦健診及び出産をする妊婦 ②対象地域 ・常駐の産科医がいない県内有人離島(21島) ・医療機関の休業等により、島内で分娩ができない県内有人離島		
助成対象	①定期受診する際の交通費及び宿泊費 ②出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の宿泊費及び交通費 ③妊婦が島外医療機関にやむを得ず緊急に移送された場合の移送費		
その他補足	市町村が実施主体として妊婦への助成事業を行うことが前提		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	くらし保健福祉部子ども家庭課母子保健係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-2775
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者元気度アップ地域活性化事業(H24～)		
事業内容	<p>1 高齢者元気度アップ・ポイント事業</p> <p>① 概要 高齢者自身の健康づくりや地域貢献活動などに対してポイントを付与し、高齢者自身の介護予防への取組や社会参加活動を促進する。</p> <p>② 実施主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費, 事務費</p> <p>2 介護人材確保ポイント事業</p> <p>① 概要 幅広い世代の方が、高齢者の見守りや買い物支援などのボランティア活動を行うことに対してポイントを付与し、介護人材の裾野の拡大を推進する。</p> <p>② 実施主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費</p> <p>3 高齢者地域支え合いグループポイント事業</p> <p>① 概要 高齢者を含むグループが取り組む互助活動等に対してポイントを付与し、高齢者を地域全体で支える活動を推進する。</p> <p>② 事業主体等 (1)実施主体:市町村 (2)対象経費:ポイント還元経費, 事務費</p>		
助成等の要件	<p>1 高齢者元気度アップ・ポイント事業</p> <p>① 対象 実施市町村に住所を有する65歳以上の高齢者</p> <p>② ポイント付与対象活動 ・ 健康増進・介護予防・地域貢献活動 ・ その他市町村が認めた活動</p> <p>2 介護人材確保ポイント事業</p> <p>① 対象 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者(個人)</p> <p>② ポイント付与対象活動 ・ 高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等ボランティア活動 ・ 生活支援グループの活動でのボランティア活動 ・ 県が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講</p> <p>3 高齢者地域支え合いグループポイント事業</p> <p>① 対象グループ ・ 構成員が3名以上であること。 ・ 構成員の半数以上を高齢者(65歳以上)で占めること。 ・ 代表者を定め、継続的に活動すること。</p> <p>② ポイント付与対象活動 ・ 互助活動ポイント: 高齢者を支援する活動, 地域活性化の活動 ・ 子育て支援ポイント: 互助活動のうち、子育て支援活動1回(60分以上)に対し1ポイントを加算 ・ 子ども食堂支援等ポイント: 子育て支援活動のうち、子ども食堂支援活動等1回(60分以上)に対し1ポイントを加算 ・ 地域デビューポイント: 新規設立グループ及び新たに高齢者が加入したグループに対し、地域デビューポイント(2ポイント)を付与。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	実施主体は市町村。 市町村は、市町村長が適当と認める団体への委託により事業を実施することができる。		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/ikigai/uppoint/index.html

事業名	高齢者生きがい活動促進事業(H23～)		
事業内容	<p>1 実施主体 市町村及び特別区(ただし、当該事業を適切に行える団体への委託可能)</p> <p>2 実施方法 本事業の目的に応じた先駆的な活動を行うボランティア団体やNPO法人等の団体(以下「NPO法人等」という。)の設立準備、事務所等活動拠点の初度設備整備等に必要となる経費に対する助成を行う。 ただし、助成期間は1年以内とし、他の国庫負担(補助)制度により、当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は対象としない。</p> <p>3 事業内容 以下の取組を通じた高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動の立ち上げ支援(初度設備等の補助)を行う。</p> <p>ア 農福連携推進事業 高齢者が農作業や農作物の調理・販売等とおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動</p> <p>イ ア以外の地域の支え合い活動</p>		
助成等の要件	<p>1 対象となる団体 新たに組織化するNPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等について、実施主体ごとに1程度を本事業の対象とする。ただし、令和4年度以降の「地域づくり加速化事業」(厚生労働省委託事業)において、地域づくりの推進に係る伴走的支援を受けた市町村であって、その課題解決に資する取組を行う場合は、実施主体ごとにさらに1団体を本事業の対象とする。</p> <p>2 助成の対象となるNPO法人等の取組</p> <p>① NPO法人等が行う活動は、(2)の①により市町村が把握する地域の高齢者の課題の解決に資する高齢者によるボランティア活動とする。</p> <p>(活動の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動(高齢者への配食サービスのための農産物の生産活動等) ・ 協議体等の活動を通じて創出された住民主体によるサービス ・ 見守り、配食等の生活支援 ・ 高齢者スポーツの指導活動 ・ 多世代による共生の居場所づくり <p>② 利用料等事業により得られた収入の一部を、ボランティア活動を行う高齢者へ支給(活動の実費、謝礼等)するものとする。</p> <p>③ 事業本来の運営費は、本事業の助成対象となる団体の事業収入で賄うことを目標とする。</p> <p>④ 高齢者が行うボランティア活動が、高齢者が自発的に社会参加し、地域社会の中でいきいきと生活するとともに、高齢者の生きがいや健康づくりにつながるような活動となるよう努めるものとする。</p>		
助成対象	NPO・ボランティア団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課 生きがい推進係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2568
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	